

国営かんがい排水事業 九頭竜川下流(二期)地区

事業の概要

本地区は、国営九頭竜川土地改良事業(S22～S30)等により整備された開水路をパイプライン化することにより発生する余剰水を用水不足等が生じている九頭竜川下流の周辺地域に供給するため、幹線水路3.3km、支線水路1.2km(一期を含めて幹線水路5.0km、支線水路1.2km)の更新等を行うものである。

また、関連事業等をあわせて実施することにより農業用水の再編と農業用水が有する地域用水機能の増進を図るものである。

目的・必要性

本地区は、福井県のほぼ中央部に位置し、水田を中心とした県内有数の穀倉地域である。

本地区では、水利施設の老朽化、都市化や混住化による取水河川の水質悪化、用水不足等が発生しており、地域農業の発展の阻害要因となっている。

このため、幹線水路等のパイプライン化による余剰水の創出等により、用水不足の地域へ導水するとともに、区画整理等の生産基盤整備による農業生産性の向上と農業経営の安定及び地域用水機能の増進を図るものである。

費用対効果の分析結果

効用(百万円/年):	施設更新による従前の農業生産が維持	4,202百万円
	営農経費の節減	864百万円
	農作物の生産量の増加	795百万円
	その他	28百万円
	計	5,889百万円

費用便益比	1.09
便 益	83,468 百万円
総事業費	76,000 百万円

注) 総事業費には、一期事業及び関連事業を含む。

検 討

用水路の更新により施設機能の維持、水管理の合理化が可能となり生産性が向上するとともに、維持管理費等の営農経費の節減が図られる。

なお、用水路の更新にあたり「九頭竜川下流地区地域用水環境整備計画」を関係土地改良区等により策定し、生活用水・防火用水・景観用水等としての地域用水機能を増進するとともに親水・生態系保全機能等の環境配慮に取り組む計画としている。

日程・手続

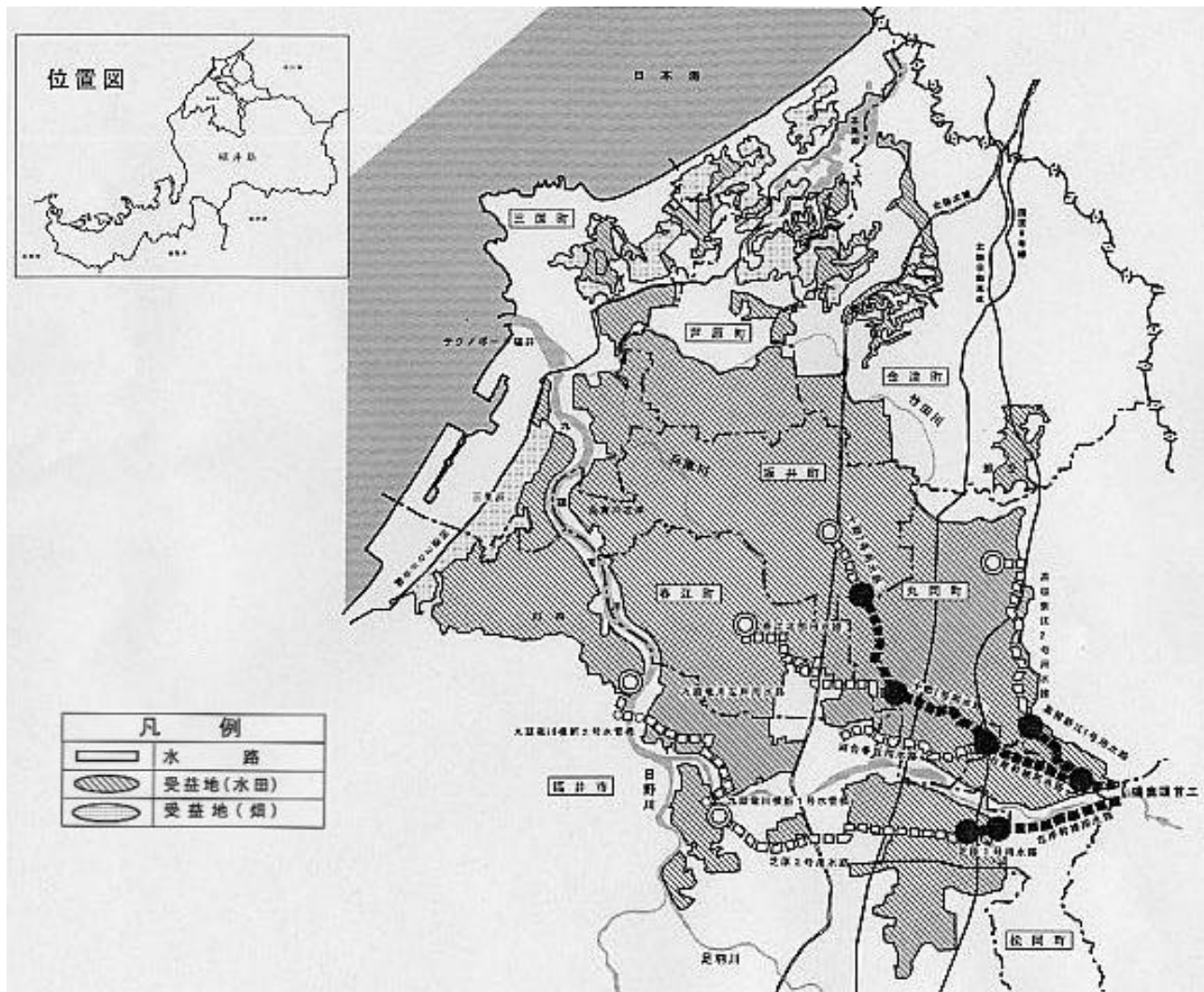
一期事業の着工に伴い、平成12年3月に土地改良法に基づく事業計画の確定を了している。

事業に対する意見

平成10年9月 関係市町及び土地改良区等からなる「九頭竜川下流域農業用水再編促進協議会」において事業の推進を決議。

概要図

１．受益面積	１２，０４０ ha
２．受益者数	１２，００２人
３．主要工事計画	幹線用水路改修 ３３ km（５０ km） 支線用水路改修 １２ km（１２ km） （ ）は一期を含む全体
４．国営総事業費	２４，１１０百万円 （４８，９００百万円） （ ）は一期を含む全体



注) 白抜きの施設が二期改修分

平成14年度新規地区採択チェックリスト

(国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型))

(局名：北陸農政局)(地区名：九頭竜川下流(二期))

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業による効果が十分見込まれること。	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

平成14年度新規地区採択チェックリスト

(国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型))

(局名：北陸農政局)(地区名：九頭竜川下流(二期))

2. 評価事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項	I 地域農業の生産性向上・農業経営の安定化を図る。 II 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件整備を行う必要がある。 III 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 IV 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	☐ ☐ ☐ ☐
2. 事業内容に関する事項	I 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 II コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 III 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用を図る。 IV 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等を図るものであること。 V 一般被害等の軽減にも寄与するものである	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
3. 事業実施の優先性・緊急性に関する事項	I 地元の事業推進体制が整備されている。 II 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 III 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している IV 関連する他事業との調整が図られている。 V 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。